長崎県公安委員会規則第1号

文書の左横書き実施に伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

昭和35年4月30日

長崎県公安委員会委員長　橋本和太八

文書の左横書き実施に伴う経過措置に関する規則

この規則施行の際、現に効力を有する長崎県公安委員会の規則、訓令、告示等は、「文書の左横書きの実施について」（昭和35年崎務企発第66号）により、左横書きされたものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。